

【資料1】入札説明書に対する質問回答

No.	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁	項					
1	入札説明書	3	第2	6	(2)	必要な修繕・更新	「要求水準を満たすための規模に関わらず、すべて本事業の範囲」とありますが、大規模修繕も含まれるという認識でいいのですか？	事業期間中、要求水準を満たすために必要となる修繕は、規模を問わず、事業者の業務とします。
2	入札説明書	4	第2	8		事業の予定価格	各業務(施設整備業務、維持管理業務、医療関連サービス業務)のサービス対価の比率について、どのように想定されているでしょうか？予定価格の内訳をご教示ください。	お示した額以外の内訳は公表しません。
3	入札説明書	7	第3	3		業務を行う者の資格等要件	備品調達業務、移転引越業務を行う入札参加者に必要な資格、登録等の要件がありますか。	入札参加者等として備えるべき要件のほかには、備品調達業務又は移転引越業務を行う者として固有に求められる要件は特にありません。
4	入札説明書	11	第4	2		入札等のスケジュール	5月中旬～6月中旬に「競争的対話の実施」を予定頂いておりますが、その実施要領についての具体的内容をご教示頂けますでしょうか。	同時に公表する「別紙1」を参照してください。なお、スケジュールについては変更されています。
5	入札説明書	11	第4	2		入札等のスケジュール	12月中旬に落札者決定後、下旬までに基本協定の締結、1月下旬までにSPCを設立となっておりますが、実質年末から年始にかけて各種手続きが繁忙、混雑することが想定されます。12月下旬の基本協定締結を1月中旬に、SPC設立を2月上旬とさせていただけないでしょうか。	基本協定書(案)を事前に公表していますので、協定の締結についてスケジュール以上の期間を要することはないと考えております。SPCの設立時期については、事業契約締結までに間に合うのであれば時期は問いません。
6	入札説明書	11	第4	2		入札等のスケジュール	今回の質問回答以降本入札に関する質疑事項が出た場合はどのようにご対応いただけるのでしょうか。今回4月下旬に回答いただく事項に関する質疑についても再度質問が提出可能でしょうか。	今回の回答に対する意見等については、競争的対話等の機会をご利用ください。
7	入札説明書	11	第4	2		入札等のスケジュール	5月中旬から6月中旬にかけて競争的対話を実施される予定となっておりますが、主旨としては病院機構側の意図と事業者側の提案内容の齟齬を避けるため、病院関係者を含めての意見交換及び事業者からの要望についてのヒアリングと考えてよろしいでしょうか？	No.4を参照してください。
8	入札説明書	11	第4	2		入札等のスケジュール	5月中旬から6月中旬にかけて競争的対話を実施される予定となっておりますが、スムーズに意見交換を行うためにも実施要領等の詳細内容について早期にご提示いただけないでしょうか？	No.4を参照してください。
9	入札説明書	11	第4	3	(2)	地質調査資料	電子ファイルで配布される「その他資料」として「参考資料2 地質調査資料」がありますが、土質柱状図以外に一軸圧縮試験等の力学試験結果や、水平載荷試験結果などの資料も含まれた地盤調査報告書一式を提供いただけないでしょうか。	5月1日から5月31日まで(土日・休日を除く。)の間に「平成17年度に実施した地質調査の結果」を病院機構で貸し出すことが可能です。
10	入札説明書	12	第4	4		入札説明書等に関する質問の受付	より本事業に関する理解を深めるために、上記競争的対話に加え、少なくとももう一回質問をさせて頂く機会を設けて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
11	入札説明書	12	第4	4		入札説明書等に関する質問の受付	前回(平成19年度)公募時の回答の取り扱いはどうなるのでしょうか。有効と考えてよろしいでしょうか。 ①有効の場合、前回の質疑回答と回答内容の変わる項目はあるのでしょうか。 ②無効の場合は、再度同じ質問を提出しなければなりません、その機会は何時になりますでしょうか	前回と今回の入札は別の手続きとなりますので、前回の入札に関する質問回答はすべて無効となります。次の質疑の機会は、後日実施される競争的対話において、水準の確認という形で設けられます。
12	入札説明書	13	第4	7	(3)	入札書類の提出方法	事業提案書関係提出書類及び事業提案書の概要(公表用)についてはデータ提出することありますが、データ形式はPDF形式と考えてよろしいでしょうか。	様式集及び様式集記載要領Ⅱ2(2)に示すように、様式15についてはMicrosoft Word形式による提出を求めています。
13	入札説明書	12	第4	5		現地見学会(第2回)の開催	現地見学会(第2回)の開催において、内容については、現地見学会(第1回)と同様の内容をお考えでしょうか。	今回(第2回)は事業者の見学希望箇所を事前にうかがった上で開催する予定です。なお、当日は、病院職員との口頭での質疑は可能ですが、その発言は参考の位置づけであって、本事業の入札に関する拘束性を持つものではありません。

【資料1】入札説明書に対する質問回答

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	項				
14	入札説明書	16	第5	3	プレゼンテーションの実施	ヒアリングをスムーズに進める為にも、事前にヒアリング方式、必要資料、日時等を早期にご指示いただけないでしょうか。	プレゼンテーションの詳細については、事前にお知らせする予定です。
15	入札説明書	17	第7	1	基本協定の締結	「落札者決定通知後14日以内」に基本協定を締結しなければならないとありますが、非常にタイトなスケジュールであります。これはあくまで目途という認識で宜しいでしょうか。	No.5を参照してください。
16	入札説明書	17	第7	1	基本協定の締結	①基本協定の締結は落札者決定から14日以内とありますが、土日、休日も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②落札者決定の日によっては、年末年始がかかります。期日の延長は可能でしょうか。 ③公表から基本協定締結までの間に機構と事業者とで協議・内容の確認の機会を設けて頂けるとの理解で宜しいですか。	①について、土日・休日も含まれます。②について、年末年始がかからない時期までに落札者を決定する予定です。③について、お示しのとおりです。
17	入札説明書	17	第7	3	(2) 事業契約に関する事項(契約保証金等)	①契約保証金の納付に代わる保証として銀行または「契約担当者が確実と認める金融機関の保証」とありますが、保証事業会社の「契約保証」もこれに含まれると解して問題ないでしょうか？ なお、上記「契約保証」については大阪府会計規則において契約保証金に代わる担保措置として認められており、国および地方公共団体が発注する公共工事の履行保証手段として広く認められております。 ②また「SPCを被保険者とする履行保証保険を建設企業が締結した場合は選定事業者の保険金請求権を病院機構のために質権設定することとなっていますが、保証事業会社の「契約保証」も質権設定することにより同様の機能を有することとなるため、履行保証手段としてより多くの選択肢を設けるためにも「契約保証」の質権設定を上記の取扱に追加していただくことは可能でしょうか？	保証事業会社の「契約保証」は、基本協定書案第7条第5項第3号に示すとおり、契約保証金の納付に代わる保証としても含まれております。なお、建設企業が締結した場合の取り扱いについては、履行保証保険と同様に、病院機構のために質権を設定するなど、必要な措置が取られている場合についてのみ認めることとします。
18	入札説明書	17	第7	3	(2) 契約保証金等	維持管理期間中の契約保証金については、確実に担保権を設定できるものであればSPC所有の地方債の質権設定等も可能との理解でよろしいでしょうか？	地方債の質権設定は可能ですが、事業契約終了前に、地方債の償還期限を迎えるものを差し入れる場合は、期間中有効な債権を継続して差し入れることを条件とし、当該担保の価値は、額面金額の75%に相当する額とします。また、質権設定手続き等に必要となる費用についてはSPCの負担とします。
19	入札説明書	17	第7	3	(2) 契約保証金等	維持管理期間中の契約保証金の額は、施設整備期間中の契約保証金の額を下回ることが想定されますが、当該差額を維持管理期間開始日に病院機構様から返還していただけるとの理解でよろしいでしょうか？	お示しのとおりです。
20	入札説明書	17	第7	3	(2) 契約保証金等	維持管理期間中に納付する契約保証金の返還についての記載がありませんが、滞りなく事業が終了した場合は、全額を返還していただけるとの理解でよろしいでしょうか？また想定されている返還時期につきましてもご教示ください。	契約保証金の返還金額については、お示しのとおりです。返還時期については、事業期間終了後に返還する予定です。
21	入札説明書	18	第8	8	(1) 対価の支払方法	医療観察病棟に係る「施設整備業務費用」の対価の支払いについては出来高に応じた各事業年度払いとなっておりますが、医療観察病棟を除く本件病院施設等に係る「施設整備業務費用」についても、対価の支払いを年度の出来高払いもしくは中間払いに変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
22	入札説明書	23	別紙3		不動産取得税の取扱いについて	「不動産取得税の課税・非課税の判断については、入札参加者自らの判断で行う」とありますが、スケジュール的には、「SPCに対して不動産取得税は課税されない」よう、「SPCが原始取得し、かつ、それを未使用のまま、6か月以内に病院機構の譲渡」させて頂きというお考えで宜しいでしょうか。	建物の譲渡などのスケジュールは提案によりまです。入札説明書別紙3は、仮に「SPCが原始取得し、かつ、それを未使用のまま、6か月以内に病院機構に譲渡する」としても、不動産取得税が非課税であると病院機構が保証するものではありません。 税の課税・非課税の判断は、当該税務担当部署です。
23	入札説明書	23	別紙3		不動産取得税の取扱いについて	「具体には大阪府が取得実態に応じて判断する」とありますが判断基準の具体的な例をお示ください。	「不動産取得税の課税・非課税の判断については、入札参加者自らの判断で行う」とありますので、判断基準の具体的な例についてはSPC自ら当該税務の担当に直接お問い合わせください。